

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	障害者総合支援法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯田市は、障害者総合支援法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

飯田市長

公表日

令和3年12月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者総合支援法に関する事務
②事務の概要	障害者総合支援法及び児童福祉法等の規定に則り、障害福祉サービス及び障害児通所給付に関する受給者の申請管理、支給決定処理、通知書発行、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①受給者の申請管理に関する情報照会 ②受給者の支給決定事務に関する情報照会 ③受給者の各種給付等に係る所得区分の判定に必要な所得等の要件照会 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	障害者総合支援システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト(国保連合会が障害者総合支援審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会等の間で、データの送受信を行うシステム)
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者総合支援受給者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一 第8項、第12項、第34項、第84項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第8条、第12条、第25条、第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):(8,11,16,20,26,53,56の2,57,87,108,116項) (別表第二における情報照会の根拠):(108,109,110項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):(7,10,12,14,19,27,30,31,44,55,59の2条) (情報照会の根拠):(55,55の2条) 飯田市個人番号の利用に関する条例別表第二の1
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	飯田市役所 健康福祉部福祉課 長野県飯田市大久保町2534番地 0265-22-4511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	飯田市役所 健康福祉部福祉課 長野県飯田市大久保町2534番地 0265-22-4511

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月21日	Ⅱ. 1	平成26年12月1日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	
平成28年12月21日	Ⅱ. 2	平成26年12月1日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	I. 1. ②	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、障害福祉サービス、自立支援医療及び補装具の給付等に係る事務など	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、障害福祉サービス、地域生活支援事業、自立支援医療及び補装具の給付等に係る事務など	事後	
令和1年5月31日	I. 4. ②	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): (8,11,16,20,26,53,56の2,57,87,108,116項) (別表第二における情報照会の根拠): (108,109,110項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠): (7,10,12,14,19,27,30,31,44,55,59の2条) (情報照会の根拠): (55,55の2条)	飯田市個人番号の利用に関する条例別表第二の13を追加	事後	
令和1年5月31日	I. 5. ②	福祉課長 高木祥司	課長	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ. 1	平成28年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ. 2	平成28年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ		様式変更に伴い追記	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月28日	I . 1 . ②	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、障害福祉サービス、地域生活支援事業、自立支援医療及び補装具の給付等に係る事務など	障害者総合支援法及び児童福祉法等の規定に則り、障害福祉サービス及び障害児通所給付に関する受給者の申請管理、支給決定処理、通知書発行、支払管理、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①受給者の申請管理に関する情報照会 ②受給者の支給決定事務に関する情報照会 ③受給者の各種給付等に係る所得区分の判定に必要な所得等の要件照会 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。	事前	
令和3年12月28日	I . 1 . ③	(1)総合福祉事務支援システム、(2)住民基本台帳ネットワークシステム、(3)統合宛名管理システム、(4)中間サーバー、(5)伝送通信ソフト	障害者総合支援システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト(国保連合会が障害者総合支援審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会等の間で、データの送受信を行うシステム)	事前	
令和3年12月28日	I . 2	(1)現況マスタ情報、(2)受給者異動連絡票ファイル、(3)受給者訂正連絡票ファイル	障害者総合支援受給者ファイル 宛名情報ファイル	事前	
令和3年12月28日	I . 3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一84項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一 第8項、第12項、第34項、第84項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第8条、第12条、第25条、第60条	事後	